

千葉県告示第201号

法定外道路の路線の廃止に関する告示

千葉県法定外道路条例（平成17年千葉県条例第19号）第4条第1項の規定により法定外道路の路線を次のとおり廃止しましたので、同条第3項において準用する同条例第3条第1項の規定により告示します。

令和5年3月14日

千葉市長 神谷俊一

1 路線名及び廃止区間

路線名	廃止区間	
	起点	終点
指定道路貝塚町12号線	若葉区貝塚町968番地先から	若葉区貝塚町976番地先まで
指定道路生実町72号線	中央区生実町2673番1左地先から	中央区生実町2674番1地先まで

2 廃止期日 令和5年3月14日